

# 住民監査請求に係る監査結果

平成28年3月22日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、同項規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月25日

監査委員　上甲　康夫  
監査委員　山崎　保

第1 監查請求

1 請求人

2 請求の要旨

監查請求書及

監査請求書及び請求書添付の事実を証する書面から、本件請求の要旨及び措置要求を次のとおりと

2 請求の要旨

二  
清六の圖

(1) 請求の要旨  
① 鬼北町長(以下「町長」という。)

は、平成27年度鬼北町し尿及び淨

化槽汚泥収集運搬及び処理手数料  
徴収業務委託契約（以下「委託契約」）

という。)を、地方自治法施行令(以下「自治法施行令」という。)第11

67条の2第1項に掲げられたい

すれの事由もなく随意契約で締結しており、随意契約が可能な場

合を限定した地方自治法第234条第2項、自治法施行令第167

条の2第1項に違反している。  
②町長は、鬼北町のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務について、A

(3) A社は、委託契約にかかる受託業務を1社で遂行するに足りる「施設、人員及び財政的基礎」を有しておらず、委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下、「法律施行令」という。)第4条の1号が定める委託基準にも違反している。統計上の数値から見ても、鬼北町においては、現に発生している「し尿」が十分には収集されていない実態(A社1社による収集運搬では非常に困難な状況)が浮き彫りとなっている。

社以外の他の事業者の参入を認めていはない。1社委託制を採用すべき特別の事情のない限り、少なくとも2業者以上の随意契約が存在するか、許可制との併用が必要不可欠である。しかし、鬼北町がA社との間でのみ随意契約を締結すべき特別の事情はない。

に直接搬入せず、鬼北町奈良所在の中間貯留槽に一時混入して、(し)尿と浄化槽汚泥を混せて)投入し適宜、まとめて運搬しているが、これは、法律施行令第3条の1号が定める処理基準(特に、口、ヘ、チ、リ)及び委託契約書第4条に違反している。しかし、町長はこのような違法処理方法に対し、改善を指示するどころか、長年にわたり、かつ、鬼北町が特に管理もしなく

苦情が寄せられているのに、改善されない情況ばかりが継続している。町長は、鬼北町のし尿行政が抱える根本的な問題点について、町民へのサービスよりも、また、鬼北町の利益よりもA社の利益と都合ばかり優先してきた。

①町長が締結した委託契約書については、委託契約書第16条に基づき、直ちに解除すること。

②町長がA社に委託して過大に徴収した処理手数料の超過分については、委託契約書第14条に基づき、A社に対して速やかに町民に返還させるよう求めること。A社がこれに応じない場合は、町長の責任において、速やかに町民に返還すること。

③A社が委託契約書及び条例第14条に違反して、町民から無権限で徴収している「槽内清掃料」につ

いても、委託契約書第14条に基づき、上記二封の二通の二封は、

き A社に対して速やかに町民に返還せらるよう求めること。A社がこ

れに応じない場合は、町長の責任において、速やかに町民に返還す

こと。

④し尿及び淨化槽汚泥の収集運搬については、委託制そのものを廢

止して、多数の市町村が実施して  
いるようこ、許可制で移行するこ

と。また、2社以上の業者を許可し、

競争原理を導入して住民サービスのより一層の向上を図ること。